不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。 令和3年3月30日

新潟県人事委員会

委員長 氏家 信彦

新潟県人事委員会規則第11-17号

不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則

不利益処分についての審査請求に関する規則(規則第11-13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び削除項を除く。以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

 改 正 後
 改 正 前

(審査請求書)

第4条 審査請求書には、次に掲げる事項を<u>記載し</u> なければならない。

(1)~(10) (略)

- 2 請求人が代理人によって審査請求をする場合 は、審査請求書に前項各号に掲げる事項のほか 審査請求をする代理人の氏名、住所及び職名又 は職業を記載しなければならない。
- 3 (略)

(口述書の提出要求)

第42条 (略)

2 (略)

(調書)

第52条 (略)

2 委員会は、口頭審理記録書、準備手続記録書又 は審尋記録書をそれぞれ口頭審理、準備手続又は 審尋を行った日ごとに作成するものとする。

3 · 4 (略)

(再審の請求)

第59条 (略)

2 · 3 (略)

4 前項の書面(以下「再審請求書」という。)には、 次に掲げる事項を<u>記載して</u>、正副各1通を委員会 に提出しなければならない。

(1)~(7) (略)

5 再審の請求人が代理人によって再審の請求を する場合は、再審請求書に前項に掲げる事項の ほか再審の請求をする代理人の氏名、住所及び 職名又は職業を記載しなければならない。 (審査請求書)

- 第4条 審査請求書には、次に掲げる事項を<u>記載し、</u> 請求人が署名又は記名押印しなければならない。 (1)~(10) (略)
- 2 請求人が代理人によって審査請求をする場合は、審査請求書に前項各号に掲げる事項のほか審査請求をする代理人の氏名、住所及び職名又は職業を記載し、当該代理人が署名又は記名押印しなければならない。
- 3 (略)

(口述書の提出要求)

第42条 (略)

- 2 (略)
- 3 第1項の口述書には、証人が署名又は記名押印 をしなければならない。

(調書)

第52条 (略)

2 委員会は、口頭審理記録書、準備手続記録書又 は審尋記録書をそれぞれ口頭審理、準備手続又は 審尋を行った日ごとに作成するものと<u>し、当該記</u> 録書には、当該審理を行った委員会の委員、審査 員又は事務局の職員が記名押印しなければならな い。

3 • 4 (略)

(再審の請求)

第59条 (略)

2 · 3 (略)

4 前項の書面(以下「再審請求書」という。)には、 次に掲げる事項を<u>記載し、再審の請求をしようと する者が署名又は記名押印をして</u>、正副各1通を 委員会に提出しなければならない。

(1) \sim (7) (略)

5 再審の請求人が代理人によって再審の請求を する場合は、再審請求書に前項に掲げる事項の ほか再審の請求をする代理人の氏名、住所及び 職名又は職業を記載し、当該代理人が署名又は

		記名押印をしなければならない。
6	(略)	6 (略)

附則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。